

障発0306第7号
令和2年3月6日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について」の一部改正について

精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施については、平成23年厚生労働省告示第281号「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準」及び平成23年8月5日障発0805第6号当職通知「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の実施について」により取り扱っているところであるが、今般、本通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知願いたい。